

博士論文要旨
論文題名：戦国期北野社組織と「権門」

立命館大学大学院文学研究科
人文学専攻博士課程後期課程
スギタニ リサ
杉谷 理沙

本論文の目的は戦国期における寺社組織を検討し、諸権力との連関を論じることにより、当該期における寺社勢力論を構築することにある。

現在もなお中世寺社研究において主流の位置を占める黒田俊雄氏の顕密体制論において、戦国期の寺社勢力については、新興勢力による打撃を蒙りながらも、「歪んだ形態」ながら存続し、それを決定的壊滅に追いやったのは織豊権力であると評されている。しかし黒田氏の諸論では戦国期の寺社については未解明であり、ここに依然として中世寺社勢力論の課題が残されている。また顕密体制論の前提となる権門体制論では、室町幕府もまた依然権門体制を克服することはなかったとした上で、権門体制は応仁の乱をもって事実上消滅したとする。黒田氏は応仁の乱後の幕府機構はすでに崩壊していたという前提のもと、権門体制の終焉を応仁の乱に見ているが、近年の戦国期幕府研究では、応仁の乱後も将軍は京都や周辺地域の裁定者としての機能を保ち、諸大名への求心力を維持していたとされる。つまり、権門の（ここでは特に寺社の）戦国期特有の存在形態を改めて明らかにする必要がある。

そこで本論文では、戦国期の北野社を素材に据え検討を行った。

第一篇「山門末社としての北野社組織」では、山門比叡山延暦寺および曼殊院門跡と北野社との関係を主軸に、山門末社としての北野社について検討した。ここでは北野社の「聖」の面として別当と祠官の人事権のあり方を、「俗」の面として山門（本山延暦寺）の経済活動に利用される北野社神人の姿を描写した。人事権に関しては、「なぜ別当竹内門跡を頂点に置く北野社の組織構造は近世まで変わらなかったのか」という疑問点をテーマとして挙げた。戦国期北野社の実質的経営を担ったのは社家松梅院だが、門跡と松梅院の持つ人事権には性質の違いがあった。すなわち、門跡の人事権は祠官の身分の根本を規定するものであり、松梅院の人事権は現場レベルで機能するものであった。松梅院がいかに現場レベルで大きな権限を持つとも、門跡によって保証される根本的な祠官の身分なくしては社内で活動することは出来なかった。このような祠官のあり方は、室町期における天皇と将軍の、あるいは戦国期における将軍と諸大名のあり方と相似形にあったと考えられる。また「俗」の面としては、戦国期における山門による末社支配の様相を天文年間に起こされた酒麴専売

訴訟を素材として検討した。山門にとってこの訴訟は法華衆排斥策であると同時に、戦国期において著しく低下した経済力を回復させるための手段であり、戦国期においても本末関係の枠組みが生かされていた事例であると言える。

第二篇「北野社組織と大名勢力」では、戦国期における「権門」として大名勢力を捉え、戦国期において大名勢力を後ろ盾とした北野社祠官のあり方と、祠官の統廃合から終焉に至る過程を描いた。ここでは北野社祠官の派閥間対立の構造を念頭に置き、松梅院と細川氏（細川京兆家）の関係と、宝成院と大内氏との関係を軸に検討した。応仁の乱後における政局、すなわち細川京兆家と大内氏との対立構造は、北野社においては松梅院と宝成院との対立構造に置き換えることができる。つまり、北野社内部に応仁の乱後における大名の対立構造の縮図を見出すことができるのである。そして、このような対立構造が展開される中、松梅院以外の祠官たちは経済的困窮を抱えて生き残る途を模索し、断絶した祠官家は残った祠官家に接収された。その結果、経済的にも社内における権限としても優位にあった松梅院とこれに連なる祠官家が生き残ることとなった。すなわち、近世における松梅院に連なる三家による独占体制への道筋は戦国期に付けられており、戦国期は松梅院独占体制への過渡期であったと言える。

ここで、北野社がときの有力者を後ろ盾とした松梅院の独占体制下に置かれていく状況が進行しながら、なぜ門跡を頂点とする組織構造が維持され続けたか、という問題に立ち返るならば、それは構造上の上部権力（門跡）から与えられるアイデンティティが、松梅院そのものを規定していたからにはほかならない。これは例えば足利義満が天皇に取って代わろうとはしなかったように、あるいは信長以前の戦国大名が将軍に取って代わろうとはしなかったように、中世社会に通底する概念であった。すなわち黒田氏が権門・顕密体制論において「崩壊期」とした戦国期においても構造上の不変性が認められるのであり、一方でその構造を維持したまま権力の分散と偏在が見られるあり方こそが、戦国期における「権門体制」であると考えられるのである。